

芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 (平成22年度から<u>平成26年度</u>までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)</p> <p>第2条 平成22年度から<u>平成26年度</u>までの各年度における第9条の3第1項の規定の適用については、同項第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。</p>	<p>附 則 (平成22年度から<u>平成25年度</u>までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)</p> <p>第2条 平成22年度から<u>平成25年度</u>までの各年度における第9条の3第1項の規定の適用については、同項第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。</p>

一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例期間の延長

1 附則第2条の内容

財政基盤強化策の1年延長に伴い、平成22年度から平成25年度まで講じられている一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例（※印）を、平成26年度まで継続するもの（平成27年度から恒久化）

2 財政基盤強化策

- (1) 保険財政共同安定化事業 1件30万円を超える医療費についての都道府県単位での再保険事業（市町村の拠出金で実施）
- (2) 高額医療費共同事業 1件80万円を超える医療費についての都道府県単位での再保険事業（国1/4 都道府県1/4 市1/2）

3 一般被保険者に係る基礎賦課総額（医療給付費分の基礎賦課総額） ③=①-②

